

ほうてらす

special feature 特集

関係機関との連携

法テラス地方事務所の活動 5



インタビュー
明石市長・弁護士・社会福祉士

泉 房穂さん

自宅にも病院の枕元にも
目指すはそんな市民サービス! 2

関係機関紹介

一般社団法人社会的包摂サポートセンター
よりそいホットライン 4

スタッフ弁護士からのメッセージ 8

震災関連ニュース 9

連載コラム 11



**困っている人の力になりたい
その思いはいつも同じ**

●相原 明石市長に就任されるまでの経緯を簡単に話していただけますか。

●泉 私は、地元明石で代々続く漁師の息子です。4つ違いで生まれた弟に障害があり、両親も運動して障害児施設をつくったのですが、小学生の頃はよくそこで一緒に遊んでいました。障害を持つ子どもたちの中で育ったこ

自宅にも病院の枕元にも 目指すはそんな市民サービス!

ともあり、困っている人の力になりたいと幼い頃から思っていました。大学卒業後、障害や福祉のことを伝えたくてNHKに入局しましたが、本当に困っている人を助けるには弁護士だと考え、司法試験に挑戦。2000年に明石で法律事務所を始め、その後、03年に衆議院議員になり、昨年からは明石市長を務めています。職歴はいろいろありますが、「困っている人を具体的に助けたい」という原点は、

今も変わっていません。

●相原 弁護士時代、当時としては先駆的な取り組みである、受刑者や知的障害者の法律相談を積極的になさっていたそうですが…。

●泉 万引きの刑事弁護等で接見すると、知的障害だと思われる方がいる。何の支援もないうまま刑務所に入れられるのはおかしいという思いがあり、播磨社会復帰促進センターができた時、篤志面接委員になりました。毎月1回、離婚や借金問題等受刑者を対象とした無料法律相談を始めたのです。ただ押し込んでおいて、出所後、また罪を犯したと怒るのではなく、刑務所にいる間に福祉につながる支援をすれば再犯も防げます。ただ私には「先駆的」という思いはまったくなく、当たり前のことをやっていただけです。

法テラス創設から明石市政に つながる3つのポイント

●相原 衆議院議員時代、法テラスの創設に深く関わられたとお聞きしていますが、どのような思いで取り組まれたのでしょうか。

●泉 当時、私は法テラス法(総合法律支援法)の法案担当者の一人でしたが、法テラスに魂を込めたいとの思いから、3つの観点からの充実化を法律に盛り込みました。1つ目は、当初法テラスは弁護士と司法書士だけでしたが、そうではないだろうと。支援が必要な場面はもっと広い。だから、「福祉機関との連携」を条文に入れました。2つ目は、高齢者・障害

≫ インタビュー

穂房 さん

明石市長
弁護士
社会福祉士



今年4月に採用された任期付き弁護士職員の皆さん。左から、益田弁護士、能登弁護士、荻野弁護士、明石弁護士、飯田弁護士。弁護士資格をもつ職員を同時に5人採用することは全国初の試み。

者は相談に来いと言っても来られないのだから、自宅や病院に行つてはどうかと、「特別の配慮」条項を入れました。そして3つ目は、弁護士であれば誰でも良い訳ではなく、犯罪被害者支援であれば、それに「精通」した弁護士というように、より高い専門性の確保が必要です。そのことを明記しました。この3つです。

●相原 市長になられて、今回、任期付き公務員として5名の弁護士を採用されました。

●泉 法テラス法に盛り込んだ精神を、まさに現場で実践に移しかけていくところです。私が法テラスの創設に関わつたのが04年です。8年経つて具体的に現場で実践し始めたという感覚です。弁護士の市長だから弁護士を採用したのではなく、市民にとって必要な支援を総合的に行つていくには専門職が必要という判断からです。今回は弁護士ですが、次年度は社会福祉士3名と臨床心理士

2名も採用する予定です。例えば、弁護士が自宅訪問した際、法律相談だけして帰ってくるのではなく、気付いたらセーフティネットとか介護につなぐ等、そういった目を持って総合的に支援するというのが1つ目のポイント。2つ目は「市役所に来てください」ではなく、電話一本で相談者の自宅や病院の枕元まで行くということ。これは私からすれば当たり前のことですが、これまでの弁護士の採算ベースでは割に合わずできなかったところ。そして3つ目は、やはり誰でも良いのではなく、精通弁護士のようにより専門性・解決能力を持つ人を配置していくことが必要だと考えています。

地域主権は時代の大きな流れ 地方自治体に求められる専門性

●相原 明石市の取組みは、地域主権という視点からすると、どのように位置付けられま

●泉 今、地域主権がどんどん進んでいて、例えば、社会福祉法人の監督権も来年から市に移るように、国から県、県から市へと権限が移譲されるようになってきています。市が責任ある役割を担うには、能力を高めなければなりません。つまり、専門職が必要になってくるのです。もちろん、ベースとなるのは市職員の能力向上・資質向上・やる気向上です。そこに専門性の高いものを組み合わせる、これが大前提となります。それと、明石は30万

大都市ですが、私は人口20〜50万人がヒューマン・ジャスト・サイズだと思っています。つまり、本当に支援の必要な人の顔が見え、かつ地方自治体としても自立した経営が成り立つ規模であるということです。

●相原 10月からは市役所に総合相談窓口を開設されるそうですが…。

●泉 はい。障害者相談からスタートしますが、高齢者、子ども・児童、DV被害まで少なくともこの4つについては、同じ窓口で支援したいと考えています。一見、児童虐待に見えるケースも、その背後には母親が精神を病んでいたり、祖父母の介護で疲れていたり、いろいろな問題が絡み合つて家庭が壊れていることもある。そんな問題を解決するには、総合的な支援体制を敷いてこそ救われる命があるし、救われる家庭もあるわけで、そのためにも専門職が必要となるのです。

●相原 大変参考になるお話をありがとうございます。最後に、法テラスへのご意見をお願いします。

●泉 立法時の原点でもある、①福祉との連携、②弱者への配慮、③より高い専門性の確保の3つを、あらためてお願いしておきたいです。特に②弱者への配慮については、法律には「特別の配慮」と書き込みましたが、本来的には当たり前前の配慮だと思っています。法テラスには、地方自治体や福祉関係団体との連携による質的なバージョンアップを続けていって欲しいですね。



泉 房穂 いずみ・ふさほ

1963年兵庫県明石市生まれ。東京大学教育学部卒業後、NHKディレクター、弁護士活動を経て、2003年に衆議院議員となり、犯罪被害者基本法や高齢者虐待防止法の立法化を担当。05年の落選後、社会福祉士の資格を取得し、地元明石市で弁護士・社会福祉士として活動。11年4月明石市長選に出馬し、当選。

【聞き手】 法テラス 広報室 室長 相原佳子

●インタビューを終えて/市長の自ら権利主張のできない人のために働くという一貫した姿勢に感銘を受けました。

泉

訪問記

関係機関紹介

一般社団法人社会的包摂サポートセンター
よりそいホットライン

どんな人のどんな悩みにも寄り添って、解決する方法を探す「よりそいホットライン」。この電話相談を運用する「社会的包摂サポートセンター」で、全国コーディネーターにお話をうかがいました。

*よりそいホットラインの詳細は、同センターのホームページをご覧ください。 <http://279338.jp/>

■「よりそいホットライン」とは

東日本大震災の被災者の心のケアとして、昨年10月、仙台で1回線のみで始まった無料電話相談「よりそいホットライン」。今年3月から「社会的包摂ワストップ相談支援事業」として厚生労働省の補助を受け、全国で電話を受け付ける体制が整い、24時間365日対応しています。

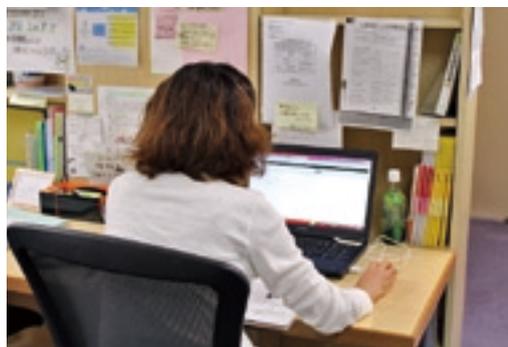
現在、1日の平均コール数は約2万5000件で電話の接続率が約7〜8%、マスコミ等で紹介されると1日のコール数は3万5000件にも達します。これほどまでにコール数が多い理由は、相談内容を選ばず、「どんな人のどんな悩み」でも受け付け、一緒になって解決するための方法を探すところにあります。相談者が電話をかけると、まず音声ガイダンスが流れ、「生活や暮らしに関する相談」「性暴力やDVに関する相談」「自殺予防」等、5つのジャンルから相談内容が選べる仕組みになっています。

多種多様な相談が寄せられるなか、相談員とコーディネーターは1本1本の電話に真摯に向き合っています。

■一歩踏み込んだ支援を

「よりそいホットライン」で、全国コーディネーターを務める方は、次のように説明されます。

「1本の電話に対し相談員とコーディネーターがどうしたらいいかを一緒に考えます。いったん電話を保留にして複数で検討することもあるし、必要と判断すれば折り返し電話をかけることもあります。例えば、自殺に関する相談の場合、その日は思い止まってくださった方に、その後の様子



「よりそいホットライン」中央センターの相談員

の後の様子
をうかがう
ため、数日
後にこちら
から電話を
かけること
も、また、相
談者と支援
先をつなぐ
必要があれば、支援先

に『お困りの方がいて、このような事情でうかがいます』と、できるだけ事前に連絡を入れてから相談者へ折り返すようにしています。少し時間がかかったとしても、うまくいくのなら、それに越したことはありませんからね」

■相談者と弁護士が近い関係になるために

「よりそいホットライン」には、離婚や近隣トラブル、雇用等、法律に絡んだ相談も数多く寄せられます。

「法的な問題については、ご協力をいただいている弁護士の先生にアドバイスをお願いしますし、法テラスを紹介することも多いですね。一般の方にとって弁護士さんに相談をすることはまだ敷居が高いと感じているように思います。法律用語や裁判の進め方等、分からないことだらけで、意思疎通がうまくいかない」と『自分分は弁護士さんに嫌われているのではないかと心配されて電話をしてくる方もいらつしやいます。法テラスには、相談者が弁護士さんに気兼ねなく相談できるような役割をお願いできるといいですね」

「一人にしない」「社会から切り離さない」
24時間365日、一緒に解決方法を考える

関係機関との連携 法テラス地方事務所の活動

法テラスと地方自治体をはじめとする関係機関（弁護士会、隣接法律専門職者団体、被害者援助団体、高齢者または障害者援助団体等）との連携の確保及び強化は、総合法律支援法第三十条第一項第六号に規定されています。法テラスにとって関係機関とは、国民が法テラスの制度やサービスを知る経路の一つであり、利用者を法テラスに結び付ける極めて重要な連携・協力先です。今回は、関係機関と法テラスがどのように連携しているのかを、法テラス地方事務所での取り組み事例を通してご紹介します。

事例1 「相談会・講座」を共催する

法テラス地方事務所は、関係機関との連携を深めるため、相談会や講座等を共催しています。以下、法テラス徳島と法テラス広島での取り組み事例です。

法律講座・無料法律相談会

（徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」）

「徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」（中本頼明所長）は、様々な講座・講演の開催や男女共同参画事業に関する情報提供のほか、相談業務（法律相談を含む）を行っています。

法テラス徳島は、この相談業務に関して、「フレアとくしま」と緊密な連携関係を築いており、前記法律相談の予約が一杯となつて応じきれない、男性から法律相談の要望があるといった場合には、紹介を受ける体制となっています。また、法テラス徳島も、法的な問題以前の「話を聞いてほしい」という依頼者には「フレアとくしま」を案内しています。このように相互に紹介し合えるようになった背景には、職員同士が意見交換会を実施し、互いの業務内容について理解を深めていったことがあります。



お話をうかがった徳島県立男女共同参画交流センターの中本頼明所長（写真中央）



図書コーナー等もある「フレアとくしま」入口

昨年度からは、法テラスと共催の法律講座と、無料法律相談会をスタート。本年度は10月20日から始まる5回の法律講座と弁護士4名体制による無料法律相談会の開催が平成25年2月9日と決まっています。

中本所長は「センターの相談員では、法的な問題には対応できません。一方、法的な解決方法は分かっているけれども心の整理がつかない方もいらっしゃる。関係機関が連携することで、いろいろな悩みに対応でき



反貧困ネットワーク広島の目下健二幹事（左）と、事務局長の秋田智佳子弁護士

かけとなりました。公的団体である法テラスの参加によって相談会の信頼感が高まり、皆さん安心して相談にいられます。実際、6月の相談会で

るように展開していければと思つています」と話されました。

まちかど生活相談会

（反貧困ネットワーク広島＋法テラス広島）

2009年2月に設立された（NPO法人）反貧困ネットワーク広島は、年4回、広島駅前地下広場のイベントスペースにブースを設け、「まちかど生活相談会」を開催。本相談会を共催する法テラス広島では、スタッフ弁護士や事務局職員を相談員、受付職員として派遣しています。

同NPO法人の事務局長・秋田智佳子弁護士は「法テラスとの連携は、以前、法テラス広島にいらしたスタッフ弁護士が私たちの運動に関わっていたことがきっかけとなりまし

は2日間で210件（面談166件、電話44件）もの相談がありました。

相談は、弁護士、精神保健福祉士、社会保険労務士、医療ソーシャルワーカー等が対応。最近では労働問題と心の病等、複合的な問題を抱える相談者が増えており、相談会では複数の専門家が同時に相談に入り、悩みを多角的視点で聞く試みが行われています。

同NPO法人の目下健二幹事は法テラスとの共催について、「法テラスが誕生した頃から一般の人が司法へアクセスしやすくなり、『開かれた司法』へとイメージも変わりつつあります。今後もぜひ協力いただきたいですね」と語り、より一層の連携強化を望まれました。



まちかど生活相談会の様子

事例2 「業務説明・講演会」を行う

関係機関との連携構築の第一歩は、連携先に法テラスの業務内容を知っていたり、そのために開催しているのが「業務説明・講演会」で、以下は法テラス広島が国土交通省中国地方整備局建設部計画・建設産業課で行った事例です。

「業務説明・講演会」依頼の経緯

中国地方整備局は国土交通省の出先機関で、建設部計画・建設産業課は宅地建物取引業者やマンション管理業者等の免許、指導監督、苦情相談対応を担当しています。同課は消費者からの相談を受けることも多く、内容によっては消費生活センターや法テラス等を紹介することもあります。担当者は法的機関の業務や訴訟等の手続に関する知識も必要とのこと、今回、法テラス広島に「業務説明・講演会」の開催を依頼されました。

「+a」の工夫でより魅力的に



「業務説明・講演会」の様子

8月29日に行われた「業務説明・講演会」には、中国5県の宅建業担当者を含む14名が参加。法テラス広島からは佐藤邦男弁護士、

綴木正尚窓口対応専門職員（調停委員）の2名が出向き、1時間15分にわたり業務説明と講演を行いました。

前半は佐藤弁護士が「法テラスの業務」と「少額訴訟と民事調停の概要」を説明。後半は「少額訴訟と民事調停」を具体的に解説するため、佐藤弁護士が質問者、綴木窓口対応専門職員が回答者を演じるQ&A形式で進行。

佐藤弁護士は、参加者により身近に考えてもらおうと、適宜質問を投げかけていました。最後の質疑応答では、法テラスの業務に関する質問のほか、「民事調停において、訴訟に進まず申立てから成立に至る割合は？」等、講演内容についての質問も出されました。

佐藤弁護士は「業務説明に+aする形で、参加者が法的知識を得られるような講演等をセットします。また、テーマも今回と同じ『少額訴訟』『民事調停』であったとしても、聞いてくださる方の業務を考慮し、取り上げる相談例を変えたりしています」と、業務説明・講演会を進める上でのポイントを挙げました。



佐藤邦男弁護士



綴木正尚窓口対応専門職員（調停委員）

国土交通省中国地方整備局・井上伸夫建設部長に聞く

—今回参加された方々は、国交省の中では珍しい消費者保護の分野をご担当ということですが、具体的にはどのような相談が寄せられるのですか。

一般消費者からの相談が多いのですが、「業者から無理を言われている」「こんな悪徳業者がいるので取り締まって欲しい」等、主に業者に対する不満です。宅建業法でできることには対応しますが、民事上の問題等そうはいかないところもかなりあります。一方、業者の方からは「宅建業法のこの部分はどう解釈すべきか」といった法的な内容で、いわゆるトラブル解決に関する相談はほとんどありません。

—民事上の法的問題の相談先として、消費生活センターを紹介されていたとのことですが。



井上伸夫建設部長

そうですね。民事上の法的問題については、センター以外にも法テラスを紹介したり、少額訴訟、民事調停という制度をご案内するケースもありました。ご案内するに

も、少額訴訟や民事調停にどの程度の時間や手間がかかるのか、それを承知した上でお答えしないといけないと考えています。

—職員からの法的質問に答える法律専門家は組織内にいますか？

職員は皆宅建業法の専門家ですが、民法や借地借家法となると専門外です。内部に相談できる法律専門家はおらず、顧問弁護士もいません。我々が宅建業法以外のことについて判断を下すことはありませんが、この仕事をやっていくには、基礎的な法律知識も必要だと考えています。

—本日の「業務説明・講演会」はいかがでしたか？

業務上必要な知識であり、大変参考になりました。相談に来られた方に対して、今まで以上に自信を持って法テラスをご紹介できます。担当者が集まる会議があるので、そうした場を活用してもっと突っ込んだ内容、例えば最近の判例等について情報提供していただけたら、ありがたいですね。それから、今回お話をうかがい、法テラスにはいろいろなバックグラウンドを持った相談員がいっぱいいることが分かったので、受けた相談を法テラスへつなぐ幅も広がったと思います。

事例3

「自治体訪問活動」で広報する

法テラスは設立後6年半経ちましたが、法テラスの存在や役割がまだよく知られていない地域もあります。そのような状況を解消するために行っているのが「自治体訪問活動」。法テラス青森では次のような取組みを進めています。

■全地域に法的サービスを広げるために

青森県には、地方事務所(法テラス青森)と2つの地域事務所(法テラス八戸、法テラスむつ)があります。これらの地域では地道な広報活動によって認知度が高まってきましたが、それ以外の地域については広報が行き届いていませんでした。こうした現状を改善しようと始めたのが「自治体訪問活動」です。法テラス青森の事務局長とスタッフ弁護士がペアと



南部町役場南部分庁舎



南部町担当職員の方々(左側)と法テラス青森・鈴木事務局長(右奥)、法テラス八戸・小堀弁護士(右手前)

なつて自治体を訪問。住民相談担当者(または広報担当者)と福祉部門担当者に直接お会いして、法テラスの業務内容を説明するとともに、地域に潜在する法的ニーズに法テラスが対応できること、法テラスと地域の関係機関が連携すれば高齢者や障害者を含む弱者への法的サポートが可能であること等を伝えます。

法テラス青森では、自治体訪問活動を地域別に7つのコースに分けて実施。今回は三戸コース(①南部町→②三戸町→③田子町→④新郷村→⑤五戸町/左上地図参照)に同行し、各自自治体の担当者の方々にお話をうかがいました。

■あまり利用されていない法テラス
今回の自治体訪問活動で分かったことは、当該地域では広報活動が遅れていたために法テラスに対する認知度が低く、利用そのものも少ないということです。例えば、次のような声を聞くことができました。

「法テラスという相談先があることが分かった。事案をたくさん抱えているので、ぜひ連絡したい」(南部町)、「法テラスを知らない人が多いのではないか。我々も

一度利用しないと分からないので、今度利用してみようと思う」(三戸町)、「相談窓口がたくさんあり、村としてもどこを紹介すればいいのか迷っている」「相談に来た人を法テラスにどうつなげばいいのか」(新郷村)、「境界でもめているという住民の声があったが、どこを案内すればいいか迷った」(五戸町)。

■法的ニーズそのものは存在する

同時に、さまざまな法的ニーズがあることも分かりました。借金や雇用、高齢者が抱える問題等は都市部と同様に存在しており、担当者の方々からは具体的な質問を数多くいただきました。「資力確認について、預貯金はどうするのか」「出張相談に必要な要件は何か」「息子が借金をしている場合、家族が相談してもいいのか」「高齢者や障害者の場合、代理人が相談に行ってもいいのか」等です。

関係機関との連携については、「高齢者が相談したい案件は、町の担当者が間に合った方がいいのか、それとも直接相談者に連絡してもらおうのか」という質問がありました。さらに、別の担当者の方から、町の高齢者学級で「遺言書の書き方」をテーマとして取り上げたところ大変な反響があったので、可能であればスタッフ弁護士に講師を依頼したいとお声をいただきました。

駆け足での訪問でしたが、自治体との連携や広報の必要性を痛感した同行取材となりました。

青森市役所と法テラスの連携

石澤貴志さん
青森市役所生活安心課消費生活相談チーム



法テラスが地域の相談ニーズに対応する体制を整備する際は、ぜひ連携したいと考えています。

当生活安心課では、「青森市民消費生活センター」と「市民なんでも相談室」という2つの相談窓口を設けています。相談担当者はコンシエルジエ的な存在として、相談内容に応じて適切な相談窓口を紹介しており、その一つが法テラスです。法テラスには、法的な債務整理だけでなく、親族間の権利問題や相続・近隣問題等、身近で生活に密着した「市民の法的問題」に対応していただき、大変助かっています。生活保護に関する相談で市民の方がおいでになり、借金があるとわかった場合には法テラスを紹介し、対応していただくといった具合です。

今後は、法テラスを含め各機関との協力を強めていけたらと考えています。また、

関係機関の皆様へ

法テラスは、業務説明・研修・講演で皆様の元に向かっています!!

法テラスでは、今回ご紹介した広島や青森のように、ご要望があれば関係機関の皆様のお元におうかがいし、「業務説明・研修・講演」等を行います。詳しくは、最寄りの法テラス地方事務所へお問い合わせください。

<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>

スタッフ弁護士からの メッセージ

13

法テラス奈良法律事務所 橋ヶ谷祐可

現在、全国各地の法テラスでは、約220名の弁護士がスタッフ弁護士(常勤弁護士)として活躍しています。今回は、法テラス奈良法律事務所の橋ヶ谷祐可弁護士のメッセージを紹介します。

■予想しなかった赴任地・奈良

私が養成を受けていた桜丘法律事務所の新人は、例年「弁護士過疎地」と呼ばれる地にある日突然赴任を命じられます。しかし、私に命じられたのは「奈良へ行ってください」。それを聞いた私の第一声は「そんな都会でいいんですか?」。と同時に、ロースクール時代に行き詰まった時、何度も会いに行っていた中宮寺の菩薩半跏像の近くで生活できることにうれしさも感じました。

そして今年の6月から、法テラス奈良法律事務所働き始めました。奈良には143人の弁護士がおり、いわゆる「弁護士過疎地」ではありません。その奈良で、私に何ができるのだろうか。赴任前はそんなことも考え、悩みました。しかし、東京で過ごした1年6カ月の間に、日本一の弁護士過密地・東京ですら「弁護士が足りない!!」と痛感することがたびたびあったことを思い出し、奈良にも弁護士の手が届いていない領域があるはずだと。そこに、私は手を差し伸べたい。これが、私が奈良に赴任する時に立てた目標です。

■身近な弁護士を目指して

奈良に赴任して3ヵ月。弁護士会の各委員会(高齢者障害者、貧困対策、子どもの権利、刑事弁護、法教育、消費者)に参加する中で、高齢者や子どもの分野、刑事弁護の分野でも献身的な活動をされている先輩弁護士がいること、そして、その先生方から若手が学ぶ機会もたくさんあることを知りました。

また、法テラス奈良の新たな試みとして、奈良県内の市役所の福祉課をはじめ、奈良市内10カ所の包括支援センターを訪問し、市民の皆さん



前列右から、法テラス奈良法律事務所・石田さん、筆者、法テラス奈良地方事務所・相良所長、齋藤事務局長。後列は、法テラス奈良地方事務所の職員と情報提供担当職員の方々

が抱えている困難な案件について意見交換をしたり、民生委員さんと勉強会を行う中で、今直面している悩みを聞かせていただいたりしています。今は、民生委員さん等関係機関の方々に私の顔を覚えてもらい、気軽に「あの弁護士に相談してみようかな」と思っていたことで、支援者の輪が広がっています。少しずつですが、訪問先でお話したケアマネさんから「法テラスさんにしか相談できなくて」というお電話をいただくようになりました。ただ、「電話して良かったんでしょか」と心配される方が多く、身近な弁護士への道のりは決して平坦ではないようです。

児童相談所の相談員をしながら、民生委員として地域の人々の相談に乗っている母親の力になりたい、と選んだ弁護士の仕事。助けを必要としている方の力になろうと集まってくる関係機関・支援者の皆さんと力を合わせ、支援の輪を広げていく。そんな活動が当たり前のようになれる関係を築いていきたい。これこそが、私が弁護士になってやりたかったことです。今、とてもワクワクしています。

気軽に声をかけてもらえる弁護士を目指して、 支援ネットワークを拡大中!

進む法テラスの被災者支援活動

2011年3月11日の東日本大震災後、被災者支援を目的に宮城県内に3カ所、岩手県内に1カ所の被災地出張所を開設してきましたが、新たに福島県二本松市にも出張所・法テラス二本松を開設しました。今号では、これら出張所に関連する話題をご紹介します。



第5の被災地出張所 「法テラス二本松」オープン

平成24年9月30日(日)、被災地出張所としては5カ所目となる、法テラス二本松の開所式が行われました。

秋晴れの9月30日、法テラス二本松の開所式には、地元二本松市から三保恵一市長、同市に仮設事務所を設置している浪江町から檜野照行副町長、法務省から滝実法務大臣(当時)が出席されたほか、福島県や近隣市町村の関係機関の方、日本弁護士連合会、福島県弁護士会、日本司法書士会連合会、福島県司法書士会をはじめとする専門家団体の方々等、多くの支援者の皆様にご参加いただきました。法テラス

二本松は、二本松市と近隣市町村、また浪江町はじめ東京電力福島第一原子力発電所周辺地域から避難している方たちを対象に、震災や原発事故に起因する相談事はもちろんのこと、さまざまな分野での法的なお悩みに対応していきます。ぜひ、ご利用ください。

法テラス二本松概要

- 住所：福島県二本松市本町1-60-2
- 電話：0503381-3803
- 相談時間：10:00~16:00
- 相談体制：弁護士(月曜日~金曜日)、司法書士(水曜日)、行政書士・社会福祉士・社会保険労務士(火曜日)、建築士・税理士・土地家屋調査士(木曜日)

*法テラス震災特例法により、平成23年3月11日時点で福島県内に住所、居所、営業所又は事務所があった方は、資力を問わず法テラスの無料法律相談を受けることができます。



①多くの関係者の方を招いて行われたテープカット ②法テラス二本松事務所外観(1階部分)



海外の法律家 被災地出張所を訪問

海外からも注目される災害時の日本の法的支援。この夏、中国とフィリピンからの視察団が、法テラスの被災地支援を見学しました。

7月下旬、東日本大震災の復興に向けた外務省の交流プログラム「キズナ強化プロジェクト」により、中国社会科学院の法学研究者が法テラス東松島出張所を訪問しました。法テラスの被災地支援について紹介させて頂いた後、仙台弁護士会鎌田副会長より弁護士の立場からのお話をうかがい、施設を見学。車内で法律相談のできる「法テラス号」には驚きの声があがりました。

8月には、JICA青年研修法制度整備コースによるフィリピン研修生の一行が、法テラス南三陸出張所と仙台コールセンターを訪問。南三陸では、一行のバスに菊田主幹が同乗して町を巡り、日頃の職員の活動現場である仮設住宅等もご案内しました。フィリピンも自然災害の多い島国。志津川の光景を前に献花の申し出を頂き「人類はみなきょうだい」と実感するひと時になりました。

また、仙台コールセンターでは開設以来、海外からの初めてのお客様をお迎えすることとなり、スタッフ一同、見学者の的確な反応に心地良い刺激をうけました。今回の視察の実施にご尽力頂いた関係機関の皆様には、厚く御礼申し上げます。



①外務省交流プログラムによる中国社会科学院法学研究者の視察の様子(法テラス東松島にて) ②JICA青年研修法制度整備コースによるフィリピン研修生の視察の様子(法テラス南三陸にて)

3

開所から1年を迎えた 法テラス南三陸

宮城県南三陸町に法テラスが開所してから、
この10月2日で1年が経過しました。
町民の皆さんに法テラスの存在を知ってもらうことから始まった、
法テラス南三陸の今をご紹介します。



足で勝ち得た認知度と信頼 〜法テラス南三陸の広報活動〜

法テラス南三陸が開所した当初、町民の方々の法テラスに対する認知度は、ほぼゼロに近い状態でした。そうした中で始まった広報活動は、菊田主幹を先頭に仮設住宅を一軒一軒訪ね歩き、「悩みごとがあったら来てからね」と呼びかけ、各所で行われているお茶会にも積極的に参加し、避難されている方々の悩みを聞くところからスタートしました。

世帯数4,887世帯、人口1万5,309人(平成24年8月末現在)の南三陸町で

は、こうした地道な広報活動によって法テラスは多くの住民に知られる存在となり、法テラスを利用される方も徐々に増えてきました。

法テラスはありがたい存在 〜地元自治体の評価〜

南三陸町保健福祉課の最知(さいち)課長によると、現在の状況は、自分の力で復興に向けて取り組む方がいる一方、いまだに支援を待っている方もおり、住民間に格差が出てきているそうです。町としても、高台への移転等の施策に取り組んではいるものの、土地等の問題もあり、なかなか進んでいないのが実状とのこと。こうした状況の下で、法テラスはどのような役割を果たしてきたのか？最知課長はこう語っています。

「はじめは『法テラスって何?』という感じでしたが、現在では菊田主幹をはじめ職員の方が町をこまめに回っていただいた成果が出て、住民の印象はガラッと変わりましたね。住民にとって気軽に相談できる場所があるというのはすごく良いことで、町としても大変ありがたいと思っています。震災直後は本当に生きるための悩みが多く、法律相談等はありませんでした。しかし、仮設に入ってから生活が少し落ち着き、次の家のことを考えるようになると、土地や相続の問題等が表面化。この傾向はこれからも続くと考えられます」

法テラス南三陸は被災地出張所なので、3年という期限が付いています。こ

の点について最知課長からは、「法律相談は今後、もっと増えるでしょう。仮設住宅の居住期限も延びたので、法テラスも3年と言わず長くいてもらえるとありがたい」との要望がありました。

今まで以上のフォロワーを目指して 〜法テラス南三陸職員の声〜

法テラス南三陸で働く3人の職員の声です。

「1年で様子がずいぶん変わりました。これまでは『弁護士は敷居が高く、なかなか相談できない』という認識でしたが、今は『何か困ったことがあれば法テラスに行けばいい』という雰囲気になっていて、それが私にとって一番の感動です。

出張相談のニーズも高く、仮設住宅でも月1回、地区ごとに移動相談会を実施しています。実施日の1週間前には仮設住宅に足を運び、チラシを全戸に配布しています。これからも一人ひとりを訪ねて面前で説明し、ご理解いただいた上でご相談いただくという活動を続



① 地元FMラジオに出演中の菊田主幹
② 南三陸町保健福祉課の最知課長
③ 南三陸町役場の近くにある法テラス南三陸事務所
④ 移動相談車(気仙沼市社会福祉協議会駐車場での出張相談)
⑤ 法テラス南三陸のスタッフ。左から遠藤職員、菊田主幹、小野寺職員

けていかなければならないと感じています」(菊田主幹)
「気仙沼・登米・栗原まで移動相談車で出張相談に行っていますが、『来てけで、ありがとね』と、声をかけていただきました」(遠藤職員)
「最近では、法テラスの存在を家族・友人から聞いて来所される方が増えてきました」(小野寺職員)
現在、法テラス南三陸の利用者は沿岸地域の方々が中心ですが、今後は内陸部の皆さんにもご利用いただけるよう、広報活動を展開することが課題となっています。

全国家裁・簡裁への 法テラスパンフレットの送付について



離婚や相続のような家族にまつわる法律問題は、ここ数年、増加の傾向にあることが知られています。ところが、たとえば家事事件でよく使われる調停手続に法テラスの民事法律扶助制度が利用できることをご存知ない方が、意外に多いことが分かってきました。

そこで、裁判所に協力をお願いしたところ、ある家庭裁判所では、一階の案内所の待合室に、「こんなとき、まずは法テラスへ」というキャッチフレーズでおなじみのパンフレットや、法テラス・サポートダイヤルへの問い合わせの多い質問と回答を紹介する「Q&Aシリーズ」から、「離婚問題Q&A」等が備え置かれました。

さらにこの夏、「民事法律扶助のご案内～「調停」における法テラス利用ガイド～」と題するパンフレットと法テラスのポスターを、全国の家裁裁判所・簡易裁判所に配布し、調停手続等のために裁判所を訪れる多くの方に、民事法律扶助制度についてお知らせできることになりました。

「ほうてらす16号」でもご紹介したとおり、家族の問題で悩み、専門家の助けを必要とする方に、法テラスの制度を是非ご活用いただき、お役に立てることを願っています。

遊びと文化。 スポーツルールと法律

この夏のオリンピック、見どころが多くて楽しめました。とりわけ、判定を巡るあれこれがとても興味深かった。ざっと挙げて①男子柔道・海老沼選手が旗判定のやり直しで逆転勝利②男子ボクシング銅メダルの清水選手は、判定負けを不服とした提訴が認められて2回戦を突破③内村航平選手の採点が日本チームの抗議で修正され、団体戦銀メダルに④男子フェンシング団体で日本はビデオ判定でメダル獲得——と幾つも出てくる。

競技スポーツは、およそルールがなければ成り立たないのですから、審判の判



法テラスのパンフレットを設置させていただいている家庭裁判所の家事手続案内室

ほ法、なるほど。column



法テラス理事
安岡崇志

断によって勝ち負け・有利不利が左右されるのは仕方がないとは言っても、判定がもたらした泣き笑いは強く印象に残りました。
最も整った競技ルールとも評価される野球規則を読んだことがあるでしょうか。「二・〇〇 試合の目的、競技場、用具」から「二〇・〇〇 記録に関する規則」まで十章

構成で、「二・〇一 野球は(中略)本規則に従って行われる競技である」以下二百余りの条項が順序正しく並びます。実際にはまず現われないプレーや状況を想定した条項もあるうえに、「規則に規定されていない事項に関して裁定を下す権能」を審判員に与え、試合のいかなる場面にもルールの支配が及ぶようにしてある。もはや一本の立派な法律といえます。

競技スポーツのルールは改正を重ねるのも法律と同様です。法律が社会の変化や政策の変更、科学技術の進歩に応じて改められるように、競技ルールは、フェアプレーと選手の安全を図りまたゲームをより面白くするために、度々修正されます。

以上、スポーツのルールは法律に似ると書いてきて、オランダの文化史家ホイジンガの言葉を思い出しました。ホイジンガはホモ・ルーデンス(遊びをする人間)なるラテン語を造り「遊びが人間の本質であり、遊びの中から文化が生まれる」と唱えます。

この説に従えば、遊びの一つであるスポーツのルールが人間社会の文化である法律に似るとい言いはおかしなくて、正しくはこうなのかもしれません。「法律はスポーツのルールに似る」。

大韓法律救助公団創立25周年記念シンポジウム 梶谷剛理事長が参加

平成24年9月6日、日本司法支援センターと相互協力を行っている大韓法律救助公団は、「国民の法律福祉増進のための法律扶助制度発展の方向」をテーマとした創立25周年記念シンポジウムを、大韓民国ソウル特別市において開催しました。梶谷剛理事長は、「日本の司法改革と法律扶助制度の最新動向」と題し、東日本大震災発生後の取組を中心に、法テラスの現況について発表しました。また翌日には、大韓法律救助公団を訪問し、今後も相互理解に基づき、連携を一層深めることを確認しました。



シンポジウムで(左端:梶谷理事長) 大韓法律救助公団で(右端:ファンサンテ理事長)

一般参加も大歓迎

法教育シンポジウムを開催します!

法教育とは、子どもたちに法律や司法制度を「暗記させる」ことが目的ではありません。法やルールを考え方、司法制度の機能や意義についての理解をうながすもの。つまり、子どもたちに考える力や、公正な判断力を身に付けてもらうことを目指すものです。考える力をつけることが重視されている今、法教育の意義と実践のあり方を考えるため、学校現場における法教育の実践報告を軸としたシンポジウムを開催します。学校関係者や専門家のほか、一般の方々の参加も大歓迎ですので、ぜひご参加ください。(参加費無料)

●開催日程

京都会場 平成24年10月14日(日) 龍谷大学アバンティ警都ホール
岐阜会場 平成24年12月9日(日) ふれあい福寿会館大会議室

※シンポジウムについての詳細は、ホームページでご確認ください。
<http://www.houterasu.or.jp/houkyouiku/2012symposium.html>

●平日 9:00~21:00 ●土曜日 9:00~17:00

■法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374
IP電話・PHSからは03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ
0570-079714
IP電話・PHSからは03-6745-5601

■震災 法テラスダイヤル

おなやみレスキュー
0120-078309
震災関連専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

■ウェブ検索

法テラス

検索

2011年度は、
約1億700万円のご寄附をいただきました
ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄りの地方事務所へ。

【編集後記】泉明石市長のインタビューに同行しました。明石市での取組みが法テラスの働きに通ずるところがあり、お話をうかがい大変勉強になりました。何より、お会いした泉市長や任期付き弁護士職員、市役所職員の方々が皆笑顔にあふれ、まだ全国では数少ない弁護士職員の雇用に向きかつ情熱的に取り組まれている様子が印象的でした。(N.N)



日本司法支援センター

法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとしたココロに光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(きんさんと日が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという意味を込めています。